

# 呉市移動円滑化基本構想

2001年8月

広島県呉市

# 目 次

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 1. 移動円滑化基本構想作成の背景と目的 .....                        | 1  |
| (1) 背景と目的 .....                                   | 1  |
| (2) 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」の概要 ..... | 2  |
| 2. 移動に関する現況と課題 .....                              | 3  |
| (1) 地域の概要 .....                                   | 3  |
| (2) 高齢者・身体障害者等の状況 .....                           | 3  |
| (3) 交通・旅客施設の現況 .....                              | 5  |
| (4) 各種施設の状況 .....                                 | 7  |
| (5) 現況の特性と課題 .....                                | 9  |
| 3. 高齢者・身体障害者等のバリアフリーに対する意向 .....                  | 10 |
| 4. 上位計画におけるバリアフリーの方向性 .....                       | 14 |
| 5. バリアフリー化の整備構想 .....                             | 15 |
| (1) バリアフリー化の考え方 .....                             | 15 |
| (2) バリアフリー化の行動方針 .....                            | 16 |
| (3) 呉市全体での整備構想 .....                              | 17 |
| 6. 重点整備地区のバリアフリー化 .....                           | 18 |
| (1) 特定旅客施設の抽出 .....                               | 18 |
| (2) 重点整備地区の指定 .....                               | 19 |
| (3) 旅客施設や移動経路の現況と課題 .....                         | 22 |
| 7. 実施すべき事業 .....                                  | 29 |
| (1) 呉市全体での取り組み .....                              | 29 |
| (2) 重点整備地区内での取り組み .....                           | 31 |
| その他の資料 .....                                      | 37 |
| (1) 呉市移動円滑化基本構想検討委員会設置要綱 .....                    | 37 |
| (2) 呉市移動円滑化基本構想検討委員会名簿 .....                      | 38 |

# 1. 移動円滑化基本構想作成の背景と目的

## (1) 背景と目的

呉市においては、高齢化率が 20%を超え、本格的な高齢社会を迎えようとしている。また、ノーマライゼーション※<sup>1</sup>の理念の社会への浸透が進み、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指すための配慮が強く求められている。このため、高齢者、障害者等<sup>解説</sup>が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境整備への取り組みが急務となっている。

また、平成 12 年 11 月 15 日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行され、円滑な移動が可能となる社会環境の整備を目指して総合的な取り組みが行われようとしている。この法律では、公共交通機関のバリアフリー※<sup>2</sup>化を総合的かつ計画的に推進するための目標として、平成 22 年までに旅客施設（1日の平均的利用者数 5,000 人以上）・車両等・一般交通用施設・信号機等のバリアフリー化を実施することを目標としている。

市町村では、相当数の旅客が利用する駅等を中心とした重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進を図るため、基本構想を作成することができることとなっている。この場合には、市町村は、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会と協議するとともに、それら関係者は基本構想の作成に協力するよう努めなければならないとされている。

以上のような背景の中で、本基本構想は、呉市の地形、気象、施設の立地、交通の状況といった現状に基づいて、呉市全体の今後のバリアフリー化の進め方を決定するものである。

ここでは呉市における総合的な取り組みを示すとともに、重点整備地区を指定し、その地区内の重点的かつ一体的な事業の推進を図るための基本構想を作成する。

基本構想の作成に当たっては、地域の特性に配慮した内容にするとともに、高齢者や身体障害者等の意見を広く反映して検討を行うものとする。

---

<sup>解説</sup> 本基本構想では「高齢者、身体障害者等」として、知覚機能や運動機能といった身体機能の面で日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいっている。具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、視覚障害者や聴覚障害者などの身体障害者のほか、「等」として、妊産婦、けが人等を含んでいる。

### ※<sup>1</sup> ノーマライゼーション

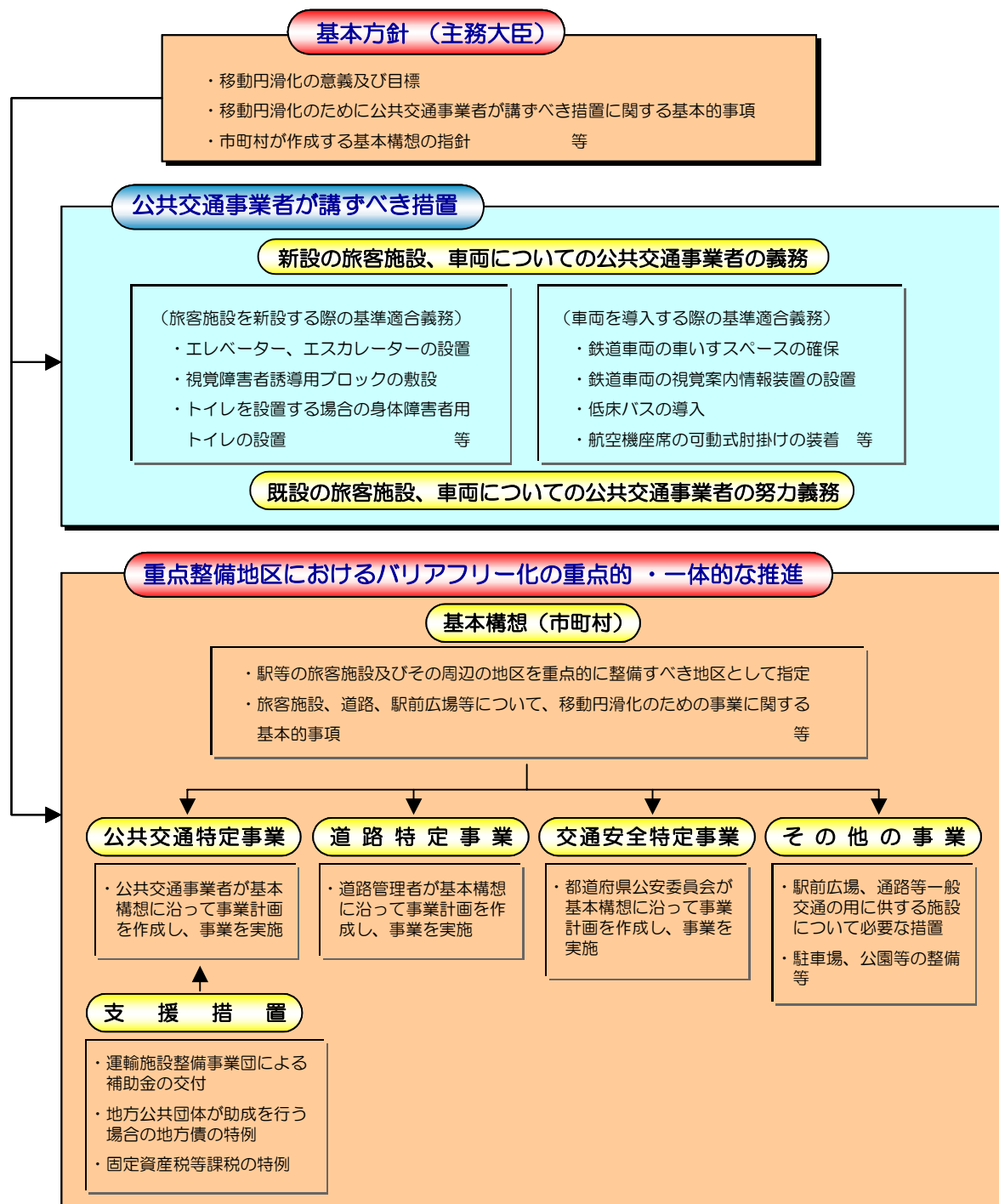
障害のあるなしにかかわらず、家庭・地域や職場・学校などで共に日常生活を送り、共に幸福な人生を目指して暮らす社会こそが、あたりまえの社会であるという考え方。

### ※<sup>2</sup> バリアフリー

身体障害者や高齢者の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。

(2)

## 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」の概要



### ▲交通バリアフリー法のしくみ

（注）市町村が基本構想を作成することができる「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件をみたす旅客施設です。

ア. 1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設。

イ. 当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者等の利用者数がア.の旅客施設と同程度と認められる旅客施設。

ウ. その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる施設。



## 2. 移動に関する現況と課題

### (1) 地域の概要

#### ● 位置・地勢

- 呉市は、広島県の西南部に位置し瀬戸内海に面した地域である。平地が少なく海まで張り出した山塊によって、市街地が各地区に分断された特徴的な地形をしている。
- 海岸沿いの中央地区や阿賀・広地区の平地部以外では、斜面上に住宅が立地している箇所が多く、道路の縦断勾配等が急な路線が多い。
- 市内北側の内陸部では住宅団地開発等が進む傾向にある。

#### ● 気 象

- 呉市の気象は、年間を通じて晴天の日が多く、概して温暖で瀬戸内海気候地帯にある。また、積雪最大日量を見ると、平成6年から平成10年においては0～5cmまでとなっている。

### (2) 高齢者・身体障害者等の状況

#### ● 高齢者人口

- 呉市の総人口は、年々減少の傾向を示している。地区別では、大規模な住宅団地の整備が進む昭和、吉浦、広、郷原地区が増加しており、その他の地区では減少している。
- 世帯数は、中央、宮原、警固屋、阿賀では減少傾向が見られるものの、全体では年々増加している。上述の人口減少と合わせて考えると、1世帯あたりの家族数が減少し核家族化が進んでいる。
- 呉市全体の高齢化率は20%を超え、本格的な高齢社会を迎えようとしている。地区別では、新しい住宅団地整備等によって、人口が増加している昭和・広両地区では10%台であるが、その他の地区ではすべて20%を超えており、警固屋地区では30%を超えている（表1）。

#### ● 介護保険の要支援・要介護の認定状況

- 呉市の高齢者人口の約13%が介護保険の要支援・要介護の認定を受けており、居宅介護サービス及び施設介護サービスの対象となっている。

表 1 地区別高齢者人口

|       | 呉市全体    | 中央     | 宮原     | 警固屋   | 吉浦     | 天応    |
|-------|---------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 人 口   | 204,925 | 59,637 | 10,322 | 7,153 | 12,134 | 4,850 |
| 高齢者人口 | 43,709  | 15,060 | 2,597  | 2,189 | 2,761  | 1,120 |
| 高齢化率  | 21.3%   | 25.3%  | 25.2%  | 30.6% | 22.8%  | 23.1% |
|       | 昭和      | 阿賀     | 広      | 郷原    | 仁方     |       |
| 人 口   | 35,988  | 18,451 | 44,402 | 3,796 | 8,192  |       |
| 高齢者人口 | 5,537   | 4,326  | 7,426  | 901   | 1,792  |       |
| 高齢化率  | 15.4%   | 23.4%  | 16.7%  | 23.7% | 21.9%  |       |

(平成 12 年住民基本台帳)

● 身体障害者人口

○身体障害者のうち、直接的に移動に関するバリアフリー化が必要となる視覚障害者、聴覚・平衡機能障害者・肢体不自由者の人口を見ると、約 5,500 人と呉市人口の約 3%の住民が身体障害者手帳の交付を受けている。(表 2)

表 2 身体障害者手帳交付台帳登録数 (人)

| 部位 \ 級別   | 1   | 2     | 3     | 4   | 5   | 6   | 計     |
|-----------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 視 覚 障 害   | 232 | 181   | 109   | 89  | 80  | 115 | 806   |
| 聴覚・平衡機能障害 | 142 | 156   | 117   | 109 | 5   | 266 | 795   |
| 肢 体 不 自 由 | 433 | 836   | 1,003 | 792 | 686 | 152 | 3,902 |
| 計         | 807 | 1,173 | 1,229 | 990 | 771 | 533 | 5,503 |

(平成 13 年 1 月)

### (3) 交通・旅客施設の現況

#### ● 公共交通機関

○軌道系交通網は、JR 呉線が海岸線に沿って東西方向を通過している。呉市内には、9 駅が存在しており、市内の東西移動に利用されるとともに、主に広島市への通勤・通学に利用されている。

○航路は、呉港・阿賀港・仁方港から発着しており、周辺島嶼部、広島市、四国（松山）間で運行している。

○バス路線は、広島呉道路（クリアライン）を経由する路線、一般道路を経由する路線及び JR 駅周辺地区と住宅団地等を連絡している路線で構成されている。これらバス路線のほとんどは、JR 呉駅を起終点としている。

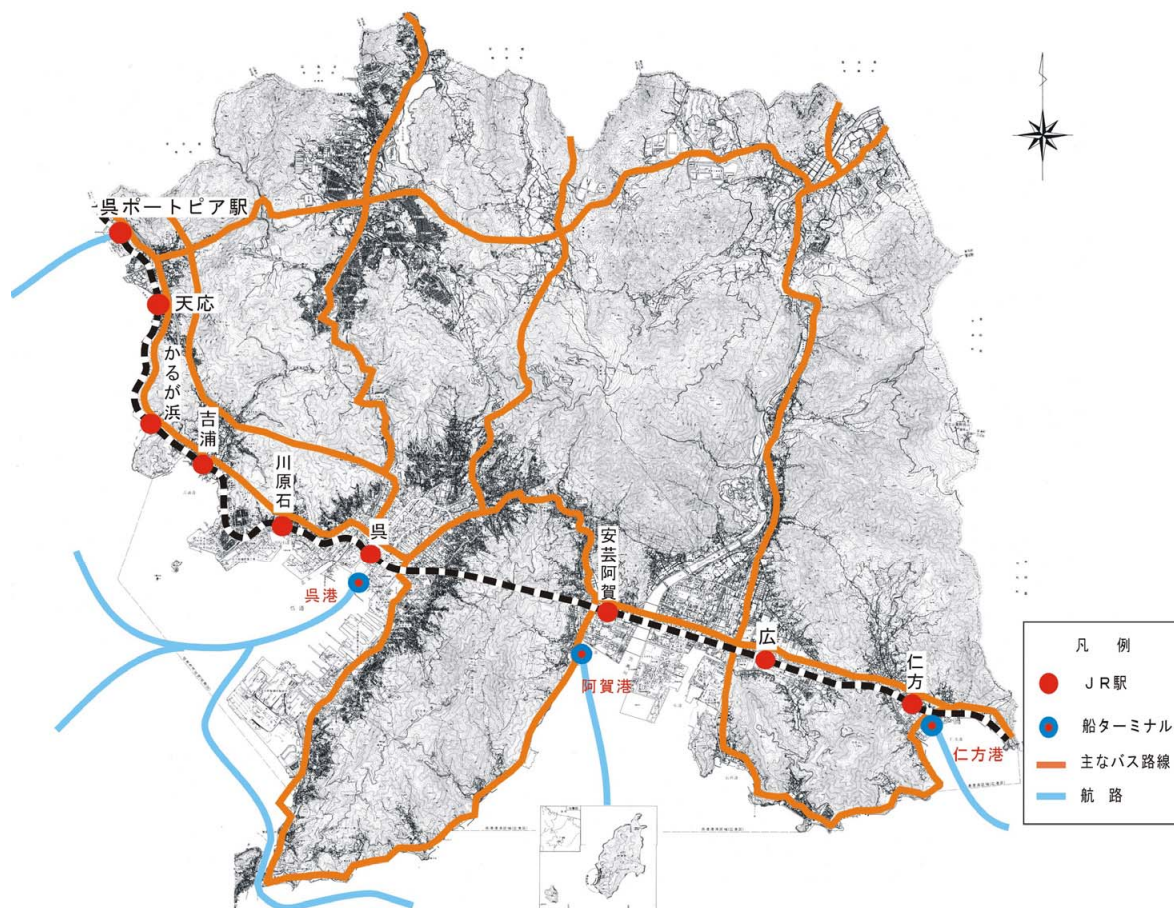


図 1 呉市の公共交通機関

### ● JR 駅の状況

- 呉市域における JR の運行状況は、広～広島方面が上下線合わせて 129 便（うち快速 23 便）が運行されており、広～仁方方面が上下線合わせて 57 便運行されている。
- 呉市域の JR 各駅の乗客数は、平成 5 年付近をピークにして年々減少の傾向を示している。
- 交通バリアフリー法の重点整備地区の要件となる 1 日の利用者数が 5,000 人を超える駅としては、呉駅、広駅、安芸阿賀駅がある。

表 3 呉市域 JR 各駅日平均乗客数及び利用者数

(人/日)

| 駅 名  | 仁 方   | 広      | 安芸阿賀  | 呉      | 川原石    |
|------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 乗客数  | 1,166 | 5,792  | 4,414 | 14,209 | 768    |
| 利用者数 | 2,332 | 11,584 | 8,828 | 28,418 | 1,536  |
| 駅 名  | 吉 浦   | かるが浜   | 天 応   | 呉ポートピア | 総 計    |
| 乗客数  | 1,631 | 164    | 1,045 | 480    | 29,669 |
| 利用者数 | 3,262 | 328    | 2,090 | 960    | 59,338 |

(平成 11 年度)

※ 利用者数は乗客数×2 とした。

### ● 旅客船ターミナルの状況

- 呉市域における各旅客船ターミナルからは、別府、松山、周辺島嶼部等への旅客船及びフェリーが運航している。
- 旅客船が中心となっている呉港からは 5 航路が開設されており、1 日の平均乗降者数は 3,372 人である。
- 阿賀港からは、堀江（松山）への航路のみが発着しており、仁方港からは、周辺島嶼部への 2 航路が運航されている。仁方港での 1 日の平均乗降者数は 3,004 人である。
- 呉港の中央棧橋宝町旅客ターミナルは、平成 11 年度に整備されており、バリアフリーに配慮した建築物としてハートビル法<sup>※3</sup>の認定を受けている。

表 4 旅客船ターミナル乗降者数

|                  | 年乗降人員         | 日乗降人員     |
|------------------|---------------|-----------|
| 呉 港              | 1,230,986 人/年 | 3,372 人/日 |
| 阿賀港              | 168,551 人/年   | 462 人/日   |
| 仁方港 <sup>※</sup> | 1,096,674 人/年 | 3,004 人/日 |

(平成 11 年)

※ 仁方港については、平成 12 年 1 月に一部航路が廃止されている。

### ※3 ハートビル法

不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を促進するために制定されている法律である。最終的な判断は建築主に委ねられる「誘導法」という側面を持っている。

#### ● バスの状況

- 呉市内のバス路線は、呉駅を起終点とする路線が多く、次いで安芸阿賀駅、広駅を通過する路線が多い。バスの乗客数は、各 JR 駅と昭和地区等内陸部とを連絡する路線で多くなっている。
- 呉市では、利用交通手段としてバスの割合が高く、都市交通の中でバスが重要な役割を担っている。
- 呉市中心部や広地区への流入に関しては、内陸部（昭和地区、黒瀬町等）からは路線バスの割合が高くなっており、特に昭和地区から呉市中心部では高い割合となっている。
- JR 降車後の交通手段では、呉駅及び広駅では徒歩の割合が高くなっている。また、安芸阿賀駅及び広駅では、JR からバスの乗り継ぎが多くなっている。

### (4) 各種施設の状況

#### ● 公共公益施設

- 市役所等の主要な公共公益施設は、呉駅周辺に集中している。
- 呉駅以外の JR 駅周辺には、市役所の支所や郵便局があり、地域住民の社会生活の利便性を高めている。

#### ● 病院・福祉施設・障害者施設

- 病院、福祉施設、障害者施設は、中央地区、阿賀地区、広地区、昭和地区に多く分布している。
- 中央地区、広地区、阿賀地区周辺には、特に病院が数多く集積している。
- 老人ホーム等の福祉施設は、中央地区、阿賀地区、広地区、昭和地区に広く分布している。

#### ● 商業施設

- 商業施設は中央地区と広地区に集中している。特に中央地区の呉駅周辺では、大規模小売店が多いとともに、東側には呉市最大の商業集積地である中通商店街、本通商店街があり、周辺地区を含めて中心市街地活性化計画において重点整備地区と位置づけられている。

#### ● 教育施設

- 高等学校は、中央地区、阿賀地区、広地区に分布している。
- 阿賀地区では、駅南側に呉工業高等専門学校、呉大学短期大学部、呉ろう学校、呉職業訓練校など多くの教育施設が集積している。



## ● 公園

○公園は海岸部から市街地部まで広く分布しているが、中央地区、広地区、阿賀地区に、より多く分布している。

○呉駅周辺では、中央公園や市民広場が市民の憩いの場として利用されている。広駅、安芸阿賀駅周辺では、虹村公園や広公園が分布している。

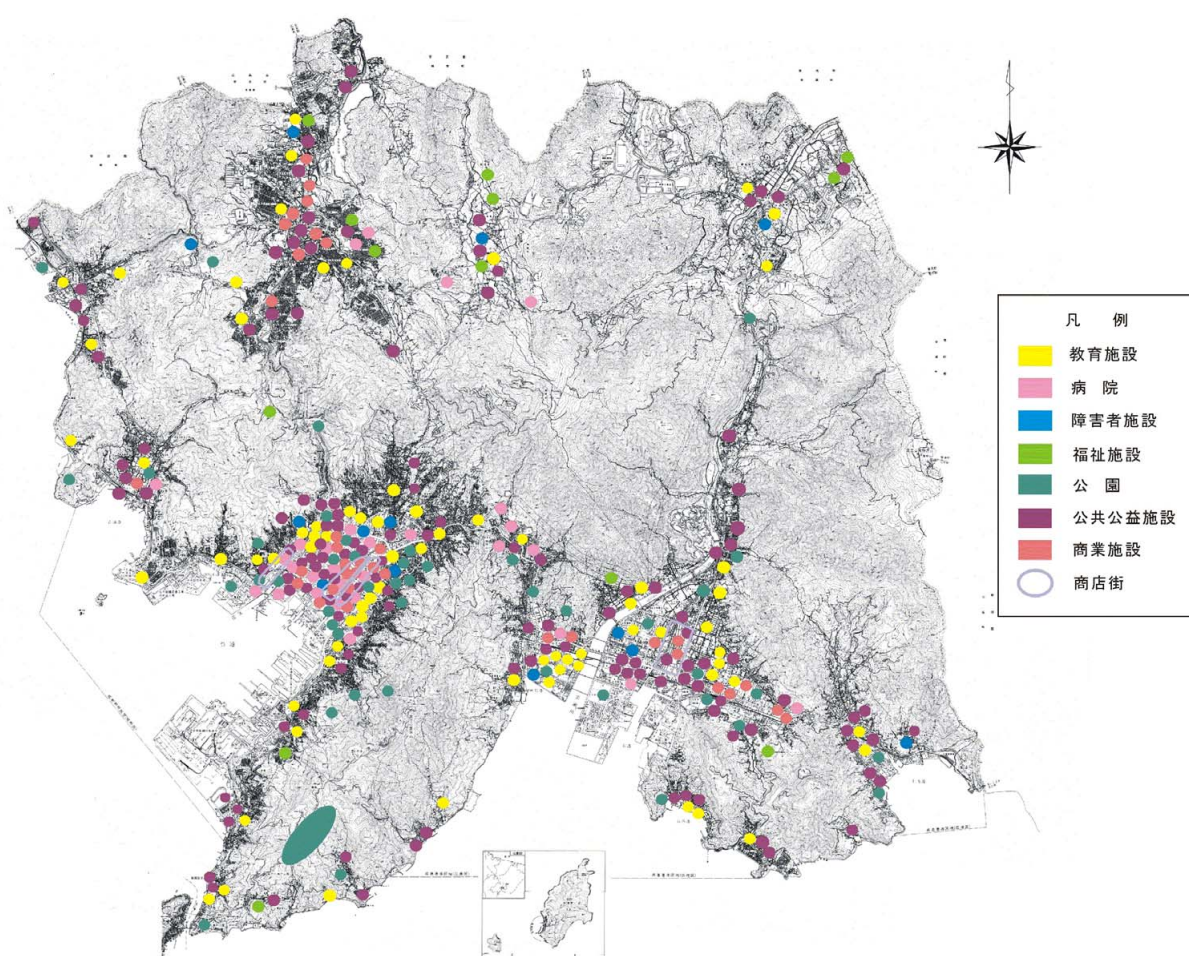


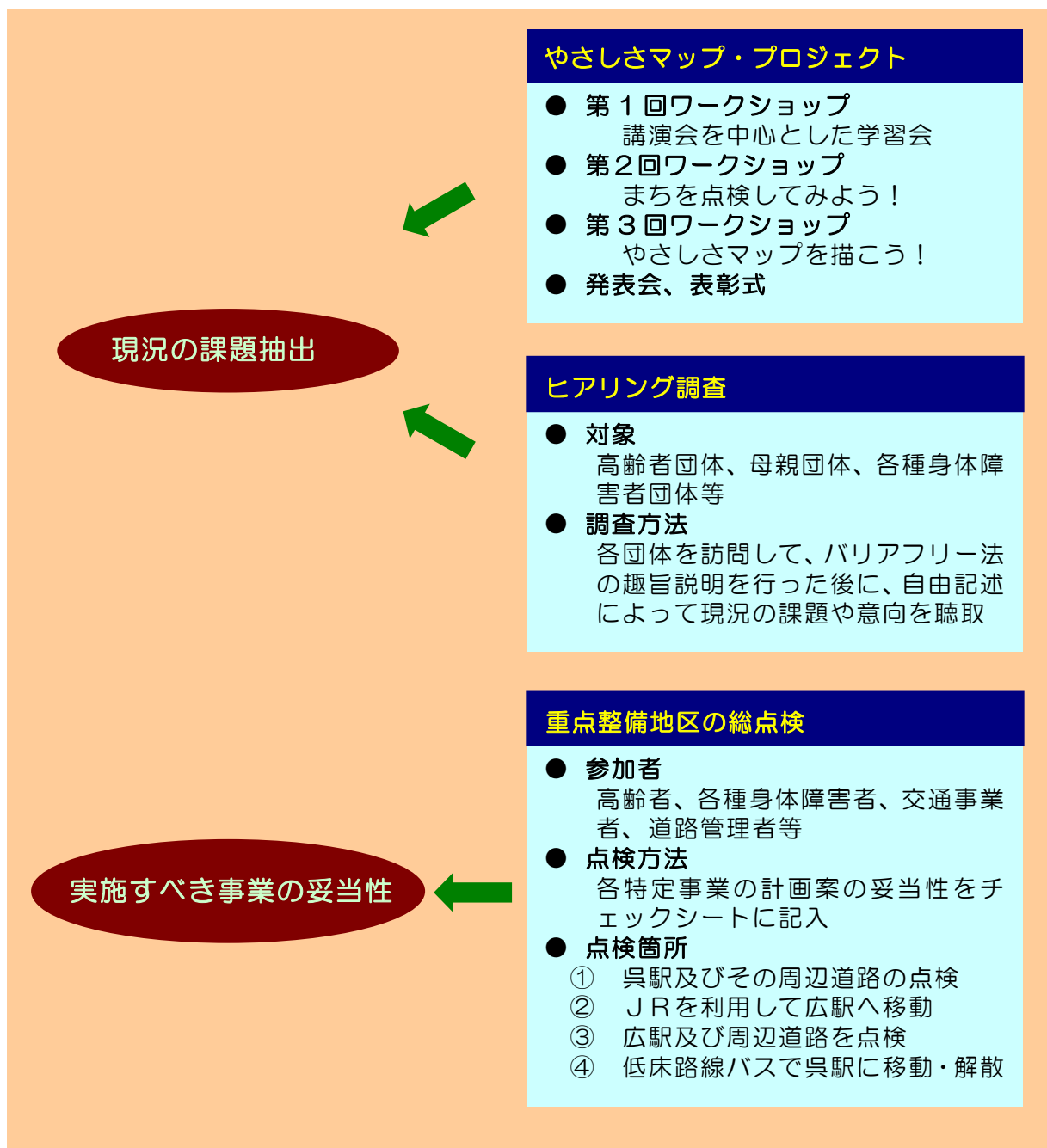
図2 各種施設の分布

## (5) 現況の特性と課題

| 項 目           | 現況特性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 計画上の課題                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の概要         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸沿いの平地部以外では、斜面上に住宅が立地している箇所が多く、道路の縦断勾配等も急な路線が多い。</li> <li>○ 鉄道から離れた内陸部で大規模な住宅開発が進む傾向にある。</li> <li>○ 気候は温暖で、冬季の積雪もほとんどない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の中心部や JR 駅までの移動手段としてバスの位置づけが重要である。また、バス停までの道路の縦断勾配が急な箇所が多く、個別輸送サービスの検討も必要である。</li> <li>○ 除雪スペース等の積雪に対応した道路構造等に特別な配慮を行う必要はない。</li> </ul>                                                                                          |
| 高齢者・身体障害者等の実態 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内全域で高齢化が進んでいるとともに、バリアフリーが必要な身体障害者等も多く存している。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内全域を対象にしたバリアフリー化の検討が必要である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |
| 交通・旅客施設の現況    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 呉駅、広駅、安芸阿賀駅は 1 日の利用者数が 5,000 人を超えている。</li> <li>○ 旅客船ターミナルは 1 日の利用者数が 5,000 人を超えることはない。しかしながら、呉港では松山、別府、周辺島嶼部等数多くの航路を有している。</li> <li>○ 呉市において、交通手段として路線バスは重要な役割を担っている。バス路線は呉駅を起終点とする路線が多く、次いで安芸阿賀駅、広駅を通過する路線が多い。また、これら JR 駅と内陸部とを連絡する路線の需要が多くなっている。</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重点整備地区の候補駅として、JR 呉駅、広駅、安芸阿賀駅が挙げられる。</li> <li>○ 旅客船ターミナルは、利用者数は 5,000 人/日を超えないものの、周辺島嶼部や四国への海路の玄関口として、バリアフリー化に配慮する必要がある。</li> <li>○ 呉市の移動円滑化に対しては、JR・バス交通等に関して総合的に検討を行う必要がある。</li> </ul>                                           |
| 各種施設の状況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要な公共公益施設は、呉駅周辺に集積している。</li> <li>○ 呉駅以外の JR 駅周辺においても、市役所支所等の公共施設があり、地域住民の利便性を高めている。</li> <li>○ 呉駅、広駅、安芸阿賀駅周辺では、病院が数多く集積している。</li> <li>○ 呉駅周辺では、大規模小売店が多く分布しているとともに、市内最大の商業集積地である中通商店街等がある。また、広駅周辺でも商業施設の集積が見られる。</li> <li>○ 安芸阿賀駅周辺では、高専、短大、ろう学校、職業訓練校等が集積している。</li> <li>○ 中央地区や広地区、阿賀地区では、市民の憩いの場となる多くの公園が分布している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中央地区の呉駅周辺では、主要な公共施設や病院等が集積しているとともに、商業施設の集積も多く、高齢者や身体障害者等の日常生活や社会生活のための施設が多く集積している地域として位置づけられる。</li> <li>○ 安芸阿賀駅、広駅周辺では、地域のための公共施設や病院が分布するとともに、多くの教育施設が集積しており、呉駅周辺に次いで、高齢者や身体障害者等の日常生活や社会生活のための施設が多く集積している地域として位置づけられる。</li> </ul> |



### 3. 高齢者・身体障害者等のバリアフリーに対する意向



## 調査の成果

### やさしさマップ・プロジェクトでは

呉市の中心市街地を対象地区として、広範な市民を対象にバリアフリーを考える学習会を行った。次に、高齢者になったときの身体的、心理的变化を疑似体験したり、車いす、ベビーカーなどを押してまちを歩き、実際のまちのバリアややさしさを発見する体験会を行った。第3回目では、現地調査結果を基にして、「まちのやさしさマップ」を作成した。第4回目でマップの発表と優良事例の表彰式を行った。

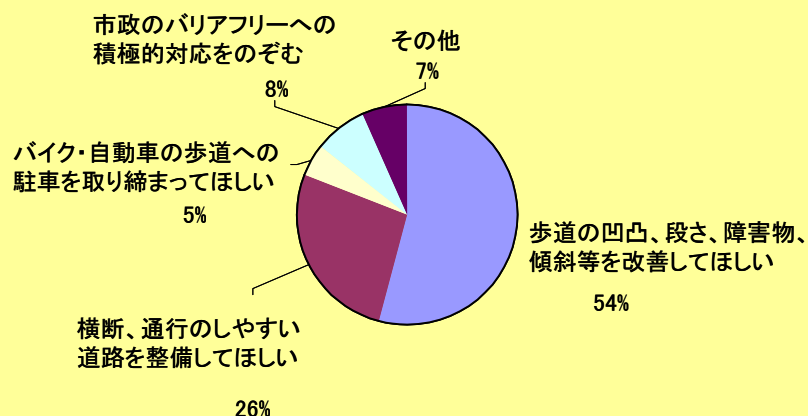
これら一連のプロジェクトによって、今後の道路、都市整備の参考になる問題箇所ややさしい事例が確認できた。



### ヒアリング調査では

高齢者、身体障害者団体に加えて、知的障害者団体、母親クラブを対象にして、交通バリアフリー法の趣旨を説明した上で、幅広い自由意見を聴取した。これによってバリアフリーに対する高齢者や身体障害者等の意向が確認できた。

最も多い意見としては、歩道における凹凸、段差、障害物、傾斜等の改善であり、次いで、横断や通行のしやすい道路の整備要望が多い結果となった。また、違法駐輪や違法駐車を取り締まり、市政のバリアフリーへの対応の必要性に関する要望もあった。



## 重点整備地区の総点検では

上述のヒアリング等に基づいた問題点や整備要望に対して、抽出された各特定事業計画案の妥当性を現地調査によって確認した。参加者は検討委員会のメンバーを含む高齢者、各種身体障害者、交通事業者、道路管理者等であった。点検方法は、各計画案の妥当性をチェックシートに5段階評価するとともに、個別事業や全般に対して自由記述によって意見を聴取した。

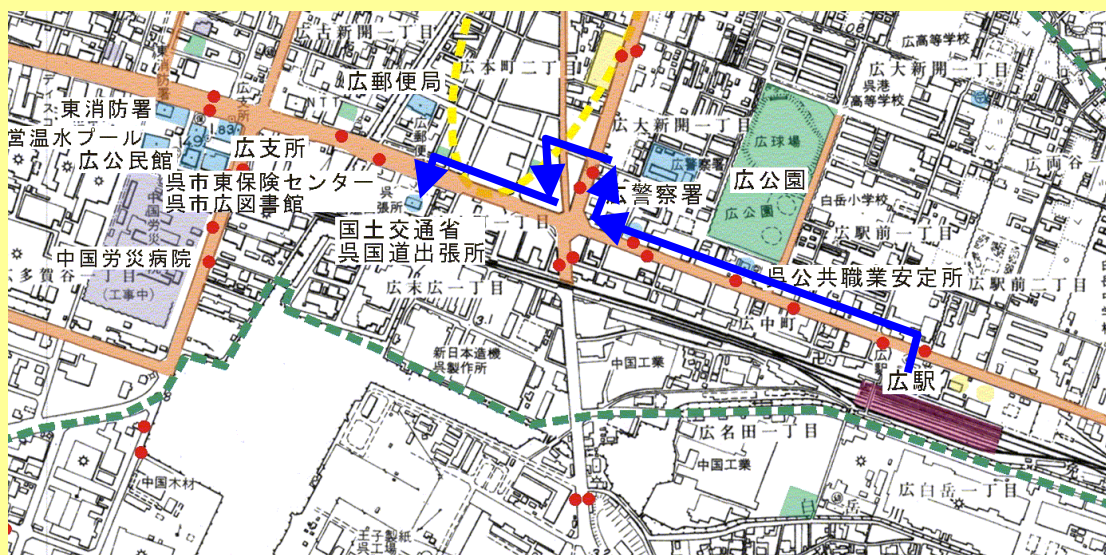
点検は、呉駅周辺及び広駅周辺を中心に実施した。点検ルートの詳細は以下のとおりである。

### ①呉駅から周辺道路の現状調査



### ②JRを利用して広駅へ移動

### ③広駅から徒歩で周辺道路を点検しながら国土交通省呉国道出張所へ移動



### ④低床の路線バスで JR 呉駅に移動・解散



各特定事業計画案に対する5段階評価によるチェックの結果、すべての事業計画案に対して、その妥当性が確認できた。また、総点検結果から出された意見は、すべて事業抽出がなされているが、意見が多かった事項としては、①違法駐輪・違法駐車対策、②歩道の横断勾配等があげられる。



## 4. 上位計画におけるバリアフリーの方向性

### 第3次呉市長期総合計画

- 将来都市像  
創造とふれあいの海洋・拠点都市
- 基本目標
  - ① いきいきと「やさしさ」あふれるまちづくり（いきいき健康福祉都市）
  - ② ゆうゆうと「うるおい」あふれるまちづくり（ゆうゆう快適文化都市）
  - ③ ぐんぐんと「いきおい」あふれるまちづくり（ぐんぐん産業躍進都市）
  - ④ のびのびと「ひろがり」あふれるまちづくり（のびのび海洋交流都市）
- 都市づくりの基本戦略
  - ① ハーティポリスの推進
  - ② エコポリスの推進
  - ③ テクノポリスの推進
  - ④ マリノポリスの推進

### 呉市都市計画マスタープラン （バリアフリー関連）

- 都市施設の整備方針
  - ① JR施設のバリアフリー化
  - ② 低床バスの導入
  - ③ JR駅前ターミナル整備
  - ④ 旅客ターミナル整備
  - ⑤ 歩行者ネットワーク
- 福祉のまちづくりへの方針
  - ① 身近な場所への施設づくり
  - ② 多様な交流を促す施設づくり
  - ③ 使う人にやさしいバリアフリーの施設づくり

### 呉市のバリアフリー化

### 連携・調整

### 広島県福祉のまちづくり条例

- 対象  
不特定多数が利用する建築物、道路、公園、公共交通機関
- 整備基準  
すべての人が安全かつ容易に利用できるための整備基準を設定
- 事前協議  
新設建築の際、整備基準への適合状況を事前に協議

### バリアフリー化に対する関連計画

- 呉都市圏交通円滑化計画
- 中心市街地活性化基本計画
- 呉市高齢者保健福祉計画
- 呉市障害者保健・福祉基本計画
- 呉市児童育成計画



## 5. バリアフリー化の整備構想

### (1) バリアフリー化の考え方

#### 目 標

#### 移動におけるハートィボリス※4づくり

第3次呉市長期総合計画において、人にやさしい都市を目指し、高齢者、障害者等を始め、市民一人ひとりに対して健やかでぬくもりのある地域づくりや交流を創出するために、「ハートィボリスの推進」が基本戦略として取り組まれている。今後の呉市のバリアフリー化に当たっては、この戦略の基に推進していく必要があり、その目標を「移動におけるハートィボリスづくり」と設定する。

#### 呉市のバリアフリー化の視点

##### ① すべての人を対象にした取り組み

高齢者や身体障害者等は、移動に関する身体的機能等について様々なレベルの人が存在している。今後の都市におけるバリアフリー化を推進していく上では、整備基準に応じた施設整備だけでなく、幅広いレベルの人に配慮した構造を検討していくとともに、自分自身で自由な移動ができない人のための個別輸送サービス等も合わせて検討していく必要がある。

##### ② 呉市の特性に応じた取り組み

呉市が持つ地形的条件、交通環境、施設の立地状況等の特性に応じたバリアフリー化が必要となる。特に斜面市街地においては、自宅からバス停までの移動の問題があるとともに、内陸部と海岸部の拠点地区への主要な移動手段としての路線バスのあり方など、細かな配慮が必要となる。

##### ③ 短期間で効果を上げる取り組み

厳しい財政状況が続く中、呉市内全域を短期間ですべてバリアフリー化を目指すことは困難である。本計画では、交通バリアフリー法の趣旨となっている、駅等を中心とした重点整備地区のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するとともに、その他の地区については、新規道路改築などの各種整備事業に合わせてバリアフリー化を推進するものとする。

##### ④ 心のバリアフリー化への取り組み

交通のバリアフリー化を図るためには、市民全員の理解と協力が不可欠になる。また、物理的なバリアだけでなく、精神的なバリアも取り除く必要があり、すべての市民が自然に身体障害者や高齢者の手助けができるような心のバリアフリー化に対しても取り組むものとする。

※4 ハートィボリス

第3次呉市長期総合計画における都市づくりの基本戦略のひとつで、心あたたまる総合的なまちづくりへの取り組みが目指されている。

## (2) バリアフリー化の行動方針

### ① 高齢者・身体障害者等の意見を反映

今後のまちづくりにおいては、市民の合意形成に基づくことが重要になっている。特にバリアフリーの計画に関しては、利用者本位の計画が必要である。本計画では、高齢者・身体障害者等の当事者から十分に意見聴取を行うとともに、具体的な各計画にその意見を反映させたものとする。

### ② ソフト施策の導入

高齢者や身体障害者等の移動性や安全性を向上させるためには、ハード面での整備だけでなく、情報提供やIT技術を活用したソフト施策についても導入を行う必要がある。

### ③ 役割分担の明確化

交通のバリアフリー化を図るためには、交通事業者、道路管理者、公安委員会、施設管理者、商店会等、多くの団体が協力して実施することが必要となる。このような複数団体が一体的・効率的にバリアフリー化の推進を行っていくために、それぞれの役割分担を明確にする必要がある。

### ④ 市民への広報

各種ハード整備やソフト施策を展開していく上で、市民の理解と協力が不可欠であり、今後のバリアフリー化への取り組みや実施状況等を市民に広報するとともに、心のバリアフリー化に向けて啓発活動を推進する。

### ⑤ すべての社会資本整備への対応

重点整備地区だけでなく、全市的にバリアフリー化を効率的に推進していくために、新規の道路改築等の社会資本整備事業において、バリアフリー化を推進する。また、市内における国や県が実施する事業に関しても、バリアフリー化への対応を積極的に働きかける。

### ⑥ 民間建築物に対するバリアフリー化の誘導

公共建築物だけでなく、新規の民間建築物に対して、バリアフリー化を推進していくように、PR活動や啓発活動を行う。

### (3) 呉市全体での整備構想

#### ① 重点整備地区内の事業の重点的・一体的な推進

「交通バリアフリー法」の仕組みに従って、駅等の旅客施設及びその周辺地区を重点的に整備すべき地区として指定し、公共交通・道路・交通安全等の特定事業を実施する。

#### ② 公共交通機関のバリアフリー化

高齢者や身体障害者等の移動円滑化に対して、重要な役割を果たす JR や路線バスといった公共交通機関のバリアフリー化が最も重要である。そのため、交通事業者に対して車両や旅客施設のバリアフリー化への取り組みを促すとともに、一体となって事業を推進する等の支援を行う。

また、重点整備地区以外において、バス停や JR 駅・旅客船ターミナル等旅客施設のバリアフリー化を推進する。

#### ③ 歩行空間のバリアフリー化

上述の重点整備地区内だけでなく、市内全域の歩行空間について、沿道・利用状況を勘案し順次バリアフリー化を推進していく。

#### ④ 新規の交通システムの検討

斜面住宅地においては、高齢者や身体障害者等が長距離の移動を行うことは困難な場合が多い。このような地区での移動を確保するための交通システムや高齢者・身体障害者等を個別に輸送する STS（スペシャル・トランスポート・サービス<sup>※5</sup>）の導入についての検討を行う。

#### ⑤ 心のバリアフリー化の推進

市民が高齢者や身体障害者等に対して理解を深め、移動の手助けや協力を行うようにするために、広報活動、啓発活動、教育活動を実施する。

※5 スペシャル・トランスポート・サービス

高齢者・身体障害者など移動困難者を限定して送迎を行う交通サービスのことで、特別に仕立てられたリフト車両などによって送迎を行う交通システム。

## 6. 重点整備地区のバリアフリー化

### (1) 特定旅客施設の抽出

○JR 呉駅、広島駅、安芸阿賀駅は、高齢者の利用者数及び身体障害者の利用者数の要件を満たし、呉港は身体障害者の利用者数の要件を満たしており、特定旅客施設として抽出する。

表5 JR 駅利用者数の検討

| 駅名                               | 仁方駅       | 広島駅       | 安芸阿賀駅     | 適用          |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 当該旅客施設 1 日当たり<br>高齢者利用者数         | 497 人/日   | 2,470 人/日 | 1,882 人/日 | ≥ 836 ※で OK |
| 当該旅客施設の 1 日当<br>たり身体障害者の利用<br>者数 | 43 人/日    | 312 人/日   | 238 人/日   | ≥ 91 ※※で OK |
| 駅名                               | 呉駅        | 川原石駅      | 吉浦駅       | 適用          |
| 当該旅客施設 1 日当<br>たり高齢者利用者数         | 6,062 人/日 | 328 人/日   | 696 人/日   | ≥ 836 ※で OK |
| 当該旅客施設の 1 日当<br>たり身体障害者の利用<br>者数 | 762 人/日   | 28 人/日    | 60 人/日    | ≥ 91 ※※で OK |
| 駅名                               | かるが浜駅     | 天心駅       | 呉ポートピア駅   | 適用          |
| 当該旅客施設 1 日当<br>たり高齢者利用者数         | 70 人/日    | 446 人/日   | 205 人/日   | ≥ 836 ※で OK |
| 当該旅客施設の 1 日当<br>たり身体障害者の利用<br>者数 | 6 人/日     | 38 人/日    | 18 人/日    | ≥ 91 ※※で OK |

(平成 11 年度)

表6 旅客船ターミナル利用者数の検討

| 駅名                               | 呉港      | 阿賀港    | 仁方港     | 適用          |
|----------------------------------|---------|--------|---------|-------------|
| 当該旅客施設 1 日当<br>たり高齢者利用者数         | 718 人/日 | 98 人/日 | 640 人/日 | ≥ 836 ※で OK |
| 当該旅客施設の 1 日当<br>たり身体障害者の利用<br>者数 | 91 人/日  | 12 人/日 | 81 人/日  | ≥ 91 ※※で OK |

(平成 11 年)

※ 利用者 5 千人/日の旅客施設の高齢者利用者数

=5,000×21,187 千人(高齢者人口) / 126,686 千人(人口)

※※ 利用者 5 千人/日の旅客施設の 1 日当たり身体障害者利用者数

=5,000×2,312 千人(身体障害者人口) / 126,686 千人(人口)

注 1) 高齢者人口と人口：総務省統計局推計人口 平成 11 年 10 月 1 日現在

注 2) 身体障害者人口：平成 8 年厚生省「身体障害者実態調査」



## (2) 重点整備地区の指定

### JR 呉駅・呉港周辺の主要施設の状況

- **公共公益施設**  
○市役所や合同庁舎等の主要な官庁施設、中央公民館やすこやかセンターくれ等の公益施設、図書館等の文化施設が数多く集積している。
- **病院・福祉施設・障害者施設**  
○呉共済病院、国立病院呉医療センター等多くの病院が呉駅周辺に分布している。また、障害者の作業所も周辺に分布している。
- **商業施設**  
○呉駅前に大型デパートがあり、東側には呉市最大の商業集積地区となる中通商店街、本通商店街がある。また、西側には三城通商店街があり、商業地区を形成している。
- **教育施設**  
○呉駅周辺の中心市街地内には、ほとんど教育施設はなく、斜面市街地周辺に小学校、中学校、高等学校が分布している。
- **公園**  
○呉駅周辺には、中央公園や市民広場が整備されており、市民の憩いの場として活用されている。

### JR 広駅・安芸阿賀駅周辺の主要施設の状況

- **公共公益施設**  
○両駅周辺に、市役所支所や郵便局等の施設があり、呉市東部の拠点となっている。
- **病院・福祉施設・障害者施設**  
○広駅、安芸阿賀駅のほぼ中央に、中国労災病院がある。また、障害者の作業所も駅周辺地区に分布している。
- **商業施設**  
○広駅周辺には、呉市東部の商業施設の集積地である広商店街がある。  
○安芸阿賀駅周辺には、第1種及び第2種大規模店舗が立地している。
- **教育施設**  
○安芸阿賀駅南側には、呉工業高等専門学校、呉大学短期大学部、呉ろう学校等、数多くの高等教育機関が集積している。
- **公園**  
○両駅のほぼ中央部となる中国労災病院南側に、虹村公園が整備されており、市民の運動の場として活用されている。また広駅北側には、広公園があり、市民の憩いの場となっている。

## JR 呉駅・呉港周辺の重点整備地区

○「各種施設の分布」及び「JR 呉駅及び呉港（特定旅客施設）から 500～1000 mの徒歩圏域」に基づき、重点整備地区を以下のように指定する。

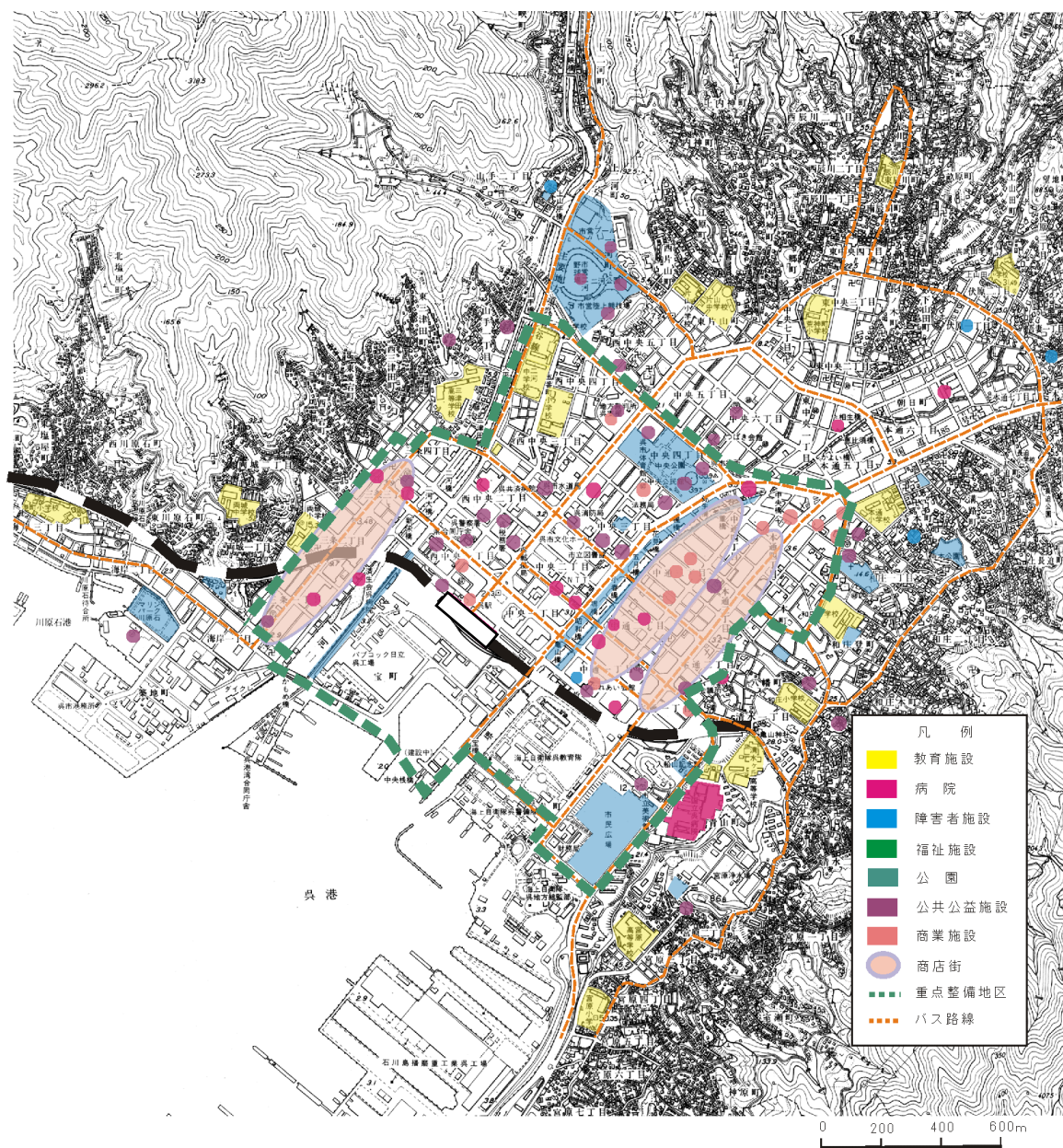


図 3 JR 呉駅・呉港周辺の重点整備地区



## JR 広駅・安芸阿賀駅周辺の重点整備地区

○広駅と安芸阿賀駅は、駅間距離が 2km 強と近接しており、また両駅のほぼ中央付近に大規模総合病院の中国労災病院がある。このことから、両駅（特定旅客施設）を一体とした圏域のバリアフリー化を図る必要があり、一つの重点整備地区として指定することとする。

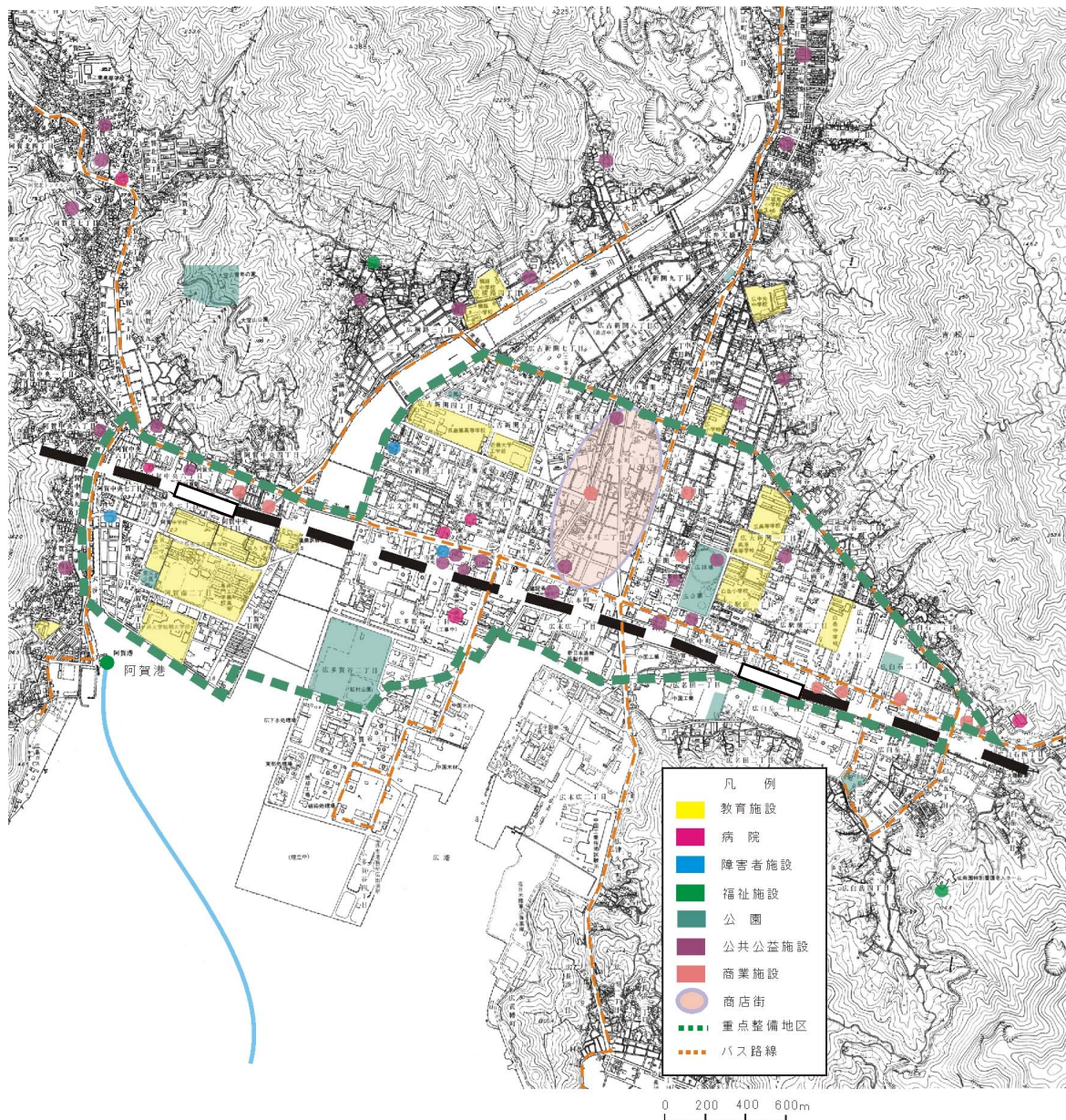


図 4 JR 広駅・安芸阿賀駅周辺の重点整備地区

(3) 旅客施設や移動経路の現況と課題

重点整備地区における移動経路

○現況歩行者空間ネットワークや施設立地の状況から、各重点整備地区における移動経路を選定する。

表7 呉駅周辺地区における移動経路

| 管理者   | 路線名            |
|-------|----------------|
| 国土交通省 | ① 国道 31 号      |
|       | ② 国道 185 号     |
| 広島県   | ③ 国道 487 号     |
|       | ④ 一般県道 呉港線     |
| 呉 市   | ⑤ 三条 4 丁目 1 号線 |
|       | ⑥ 三条 3 丁目 1 号線 |
|       | ⑦ 呉駅前三条線       |
|       | ⑧ 呉駅前本通 1 丁目線  |
|       | ⑨ 本通三条線        |
|       | ⑩ 呉駅前本通 6 丁目線  |
|       | ⑪ 宝町本通線        |
|       | ⑫ 中央二河町線       |
|       | ⑬ 中通 1 丁目 1 号線 |
|       | ⑭ 中通 1 丁目 4 号線 |
|       | ⑮ 幸町 3 号線      |
|       | ⑯ 宝町海岸線        |

表8 広駅・安芸阿賀駅周辺地区における移動経路

| 管理者   | 路線名              |
|-------|------------------|
| 国土交通省 | ① 国道 185 号       |
| 広島県   | ② 国道 375 号       |
|       | ③ 一般県道 安芸阿賀停車場線  |
| 呉 市   | ④ 阿賀中央 7 丁目 1 号線 |
|       | ⑤ 阿賀 3 丁目 1 号線   |
|       | ⑥ 阿賀中央町田線        |
|       | ⑦ 阿賀中央 5 丁目 1 号線 |
|       | ⑧ 虹村 1 号線        |
|       | ⑨ 阿賀虹村線          |
|       | ⑩ 古新開 4 丁目 9 号線  |
|       | ⑪ 文化四新開線         |
|       | ⑫ 広本町中新開線        |
|       | ⑬ 大新開吉松線         |



## JR 呉駅・呉港周辺地区における移動経路の現況と課題



○歩道幅員は広く、目立つ色の視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。



●視覚障害者誘導用ブロックの色が舗装と同系色である。



○駐輪場を設置している。



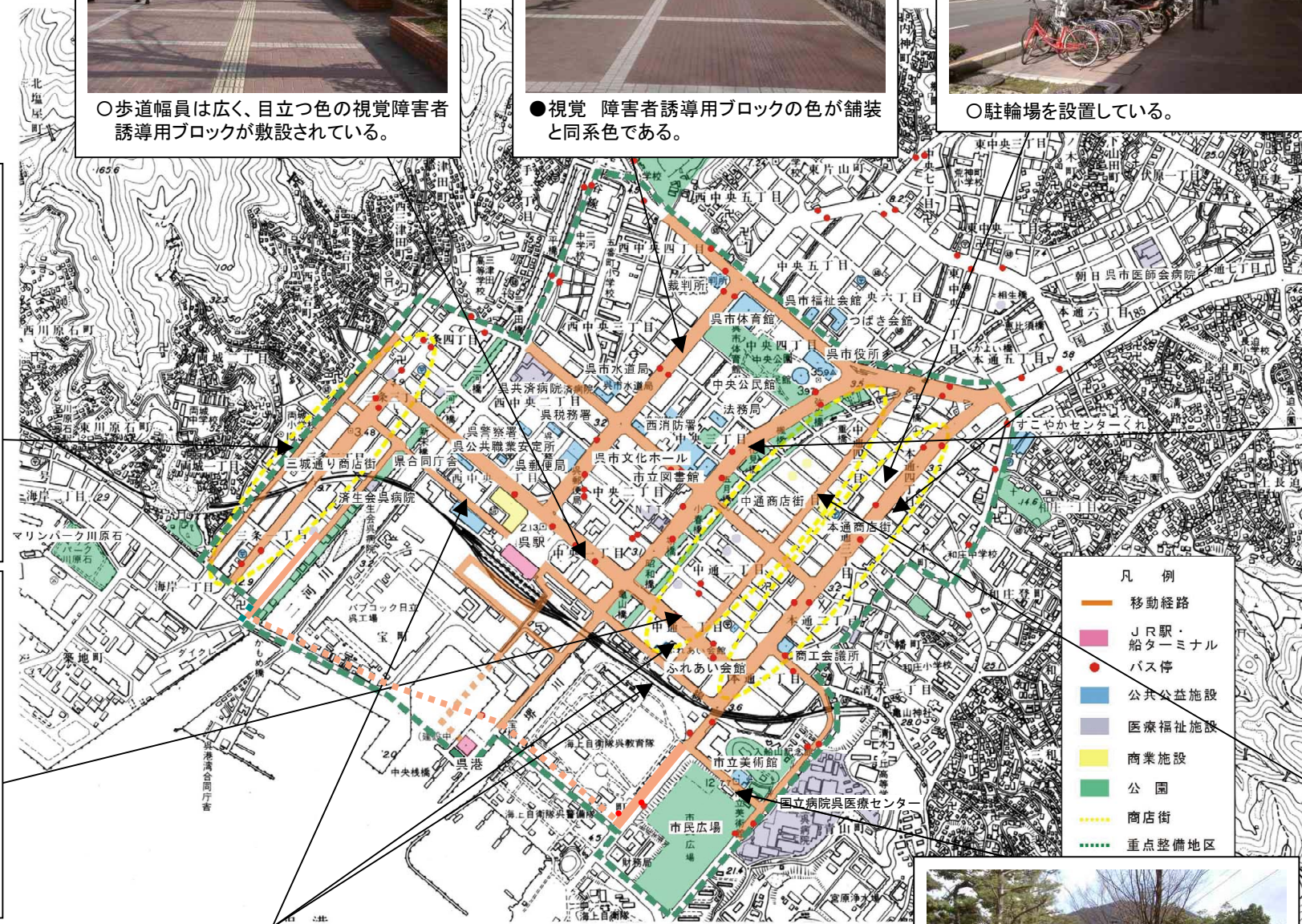
○アーケードによって、天候に依存しない快適な歩行環境を提供している。  
●視覚障害者誘導用ブロックの色が舗装と同系色である。  
○バス停にはベンチが設置されている。



○コミュニティ道路※6として整備済である。  
●車止めが少なく歩道上への駐車が多い。  
●視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。



○歩道幅員は広く、目立つ色の視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。



●視覚障害者誘導用ブロックの色が舗装と同系色である。  
○バス停には屋根やベンチが設置されている。



●視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。  
●歩道上の駐輪によって、歩行空間が狭くなっている。



●視覚障害者誘導用ブロックの色が舗装と同系色である。



●放置自転車等が歩行空間を狭くしている。



○幅員は広く休憩用のベンチも設置しており、快適な歩行空間である。  
●視覚障害者誘導用ブロックは、反対側車線の歩道に敷設されている。

### ※6 コミュニティ道路

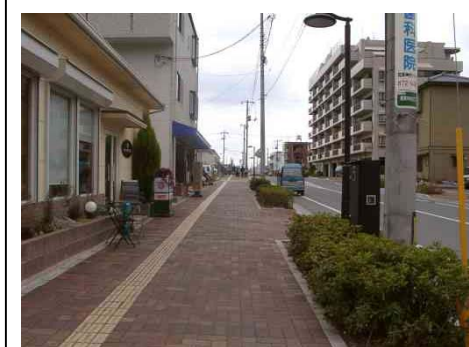
歩行者などが安全、かつ快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ、植栽や景観に配慮した街灯、案内板、ベンチなどを設けた道路。



# JR 広駅・安芸阿賀駅周辺地区における移動経路の現況と課題



- 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。
- 歩道空間の安全性の向上が必要。
- 切り下げが連続している。



○バリアフリー化はなされている。



- 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。



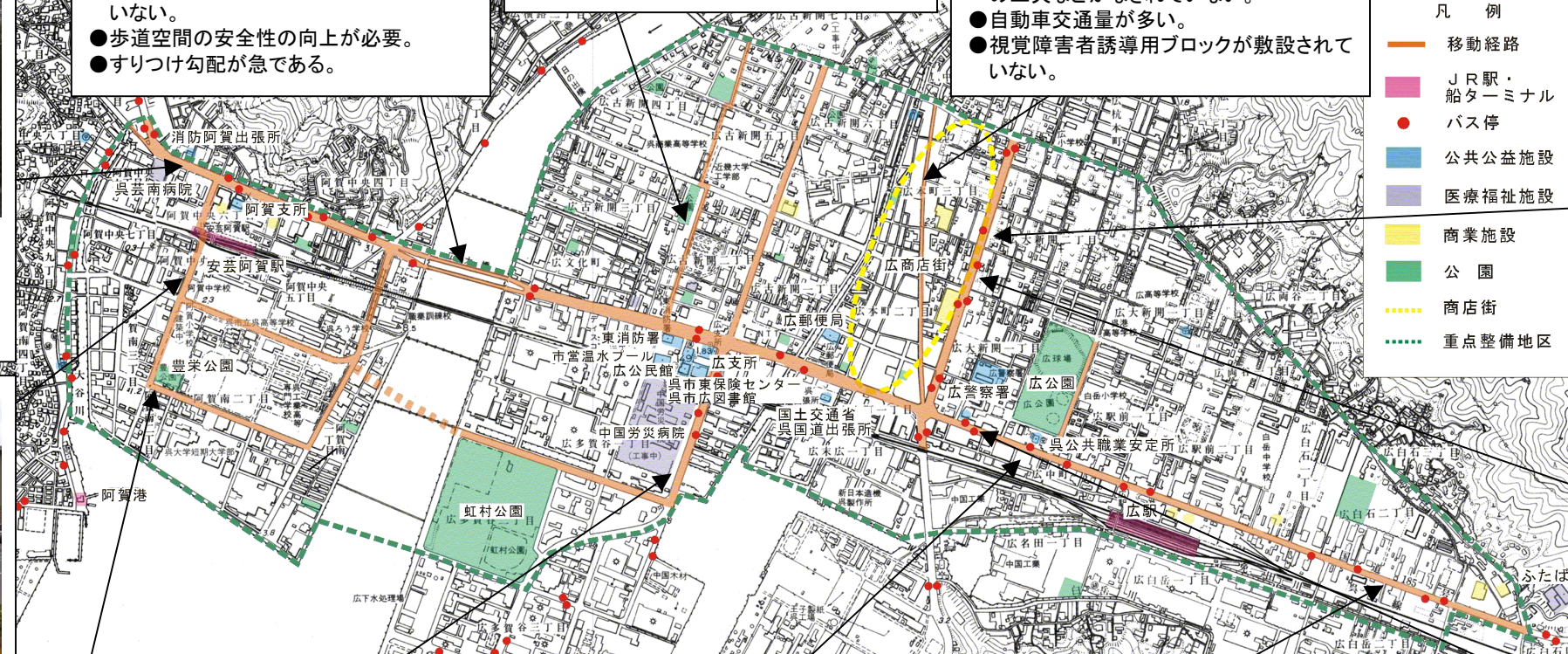
- 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。
- 歩道空間の安全性の向上が必要。
- すりつけ勾配が急である。



- 歩行者専用道として快適な空間を形成している。
- 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。



- コミュニティ道路として整備されているが、歩道と車道の境界が明確でない。
- 自動車の速度を落とすための道路構造の工夫などがなされていない。
- 自動車交通量が多い。
- 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。



- 切り下げが連続している。
- 歩道上の駐輪によって、歩行空間が狭くなっている。



- 横断歩道橋の階段部の歩道幅員が狭い。



- 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。



- 歩道空間の安全性の向上が必要。
- 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。



- 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。
- 歩道空間の安全性の向上が必要。

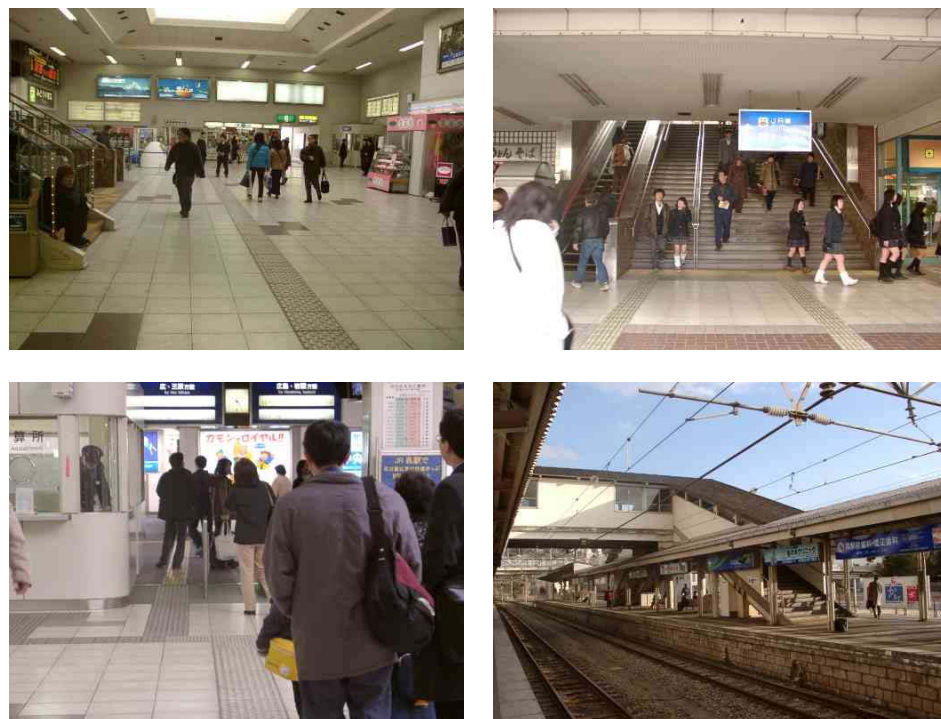


- 新設バス停部は、完全なバリアフリー化がなされている。



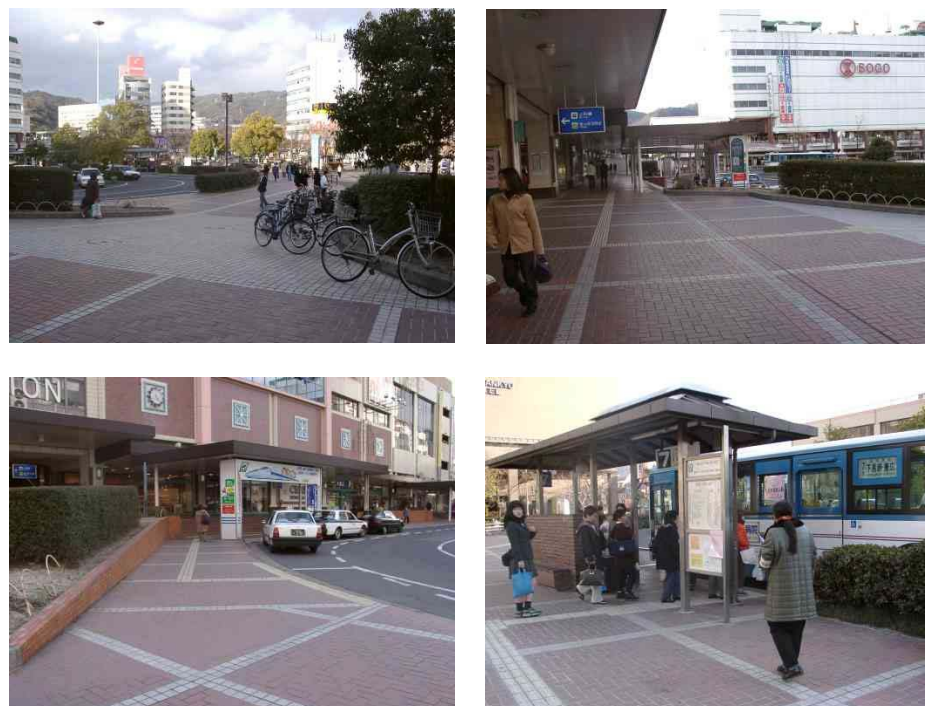
## JR 呉駅の現況と課題

### 駅構内



- ホームでは、わかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- 駅舎内の視覚障害者誘導用ブロックの色が床面と同色でありわかりにくい。
- 各ホームへの昇降施設が階段のみである。
- 障害者用トイレが設置されている。

### 駅前広場周辺



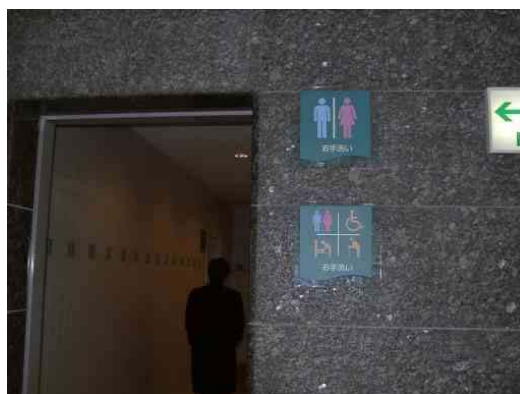
- エレベータ設置に伴って周辺施設への動線確保が必要となる。
- 歩行空間は、視覚障害者誘導用ブロックも設置されておりバリアフリー化がなされている

### 自由通路 (パデストリアンデッキ)



- 現在は昇降設備が階段のみ（中央棧橋側はスロープ）であるが、現在エレベーター整備中である。また、経路の新設やエレベーター設置計画がある。
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。（デッキ及び駅ビル内）

## 呉港の現況と課題



○ハートビル法の認定を受けており、昇降設備や視覚障害者誘導用ブロック等バリアフリー化が図られている。



## JR 広駅の現況と課題

### 駅構内



- 入口にスロープが設置してある。
- ホームでは、わかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- 駅舎内の視覚障害者誘導用ブロックの色が床と同色でありわかりにくい。
- ホーム間における移動のための昇降施設が階段のみである。
- 障害者用トイレは設置されていない。

### 駅前広場



- 視覚障害者誘導用ブロックの色が床面と同色でありわかりにくい。
- 視覚障害者誘導用ブロック上に看板が設置されている。
- 駅の南北横断施設は、スロープが設置されている。
- 駅前のバス乗り場等では、屋根が設置してあり、雨天時の利便性も確保されている。

## JR 安芸阿賀駅の現況と課題

### 駅 構 内



- 入口はフラットである。
- ホームでは、わかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- 駅舎内の視覚障害者誘導用ブロックの色が床面と同色でありわかりにくい。
- ホーム間における移動のための昇降施設が階段のみである。

### 駅前広場



- わかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- 駅の南北横断施設は、階段のみである。

◎安芸阿賀駅では、駅舎・駅前広場を含めて改築計画中である。

## 7. 実施すべき事業

### (1) 呉市全体での取り組み

重点整備地区での事業だけでなく、以下に示す呉市全体で取り組むべき事業を推進する。

#### ① 路線バスのバリアフリー化

ノンステップ・ワンステップバス等のバリアフリー対応車両への更新を促すとともに、バス停のバリアフリー化に向けて、順次整備を推進する。

#### ② 旅客施設のバリアフリー化

特定旅客施設以外の JR 駅や旅客船ターミナルについても、重要な箇所から順次バリアフリー化を推進する。

#### ③ 歩行空間のバリアフリー化

重点整備地区以外の歩行空間についても、新規整備路線や必要箇所においては、バリアフリー基準を満たす整備・改築を行う。

#### ④ 交通安全上危険箇所の解消

既存道路において、高齢者や身体障害者等の交通安全上危険な箇所について、緊急度に応じてその解消を行う。ただし、歩行者空間のバリアフリー化は、当面はその延長や範囲を拡大することが重要であるため、「巨額な事業費が必要」「費用に対して著しく効果が望めない」といった箇所等については、市民による譲り合い、協力、手助けといった取り組みで対処を行う。

#### ⑤ 新規交通システムの検討

斜面住宅地内の高齢者や身体障害者等の移動を確保するために、きめ細やかなサービスを提供するコミュニティバス<sup>※7</sup>等新規交通システムについて、総合交通体系の枠組みの中で、導入の可能性について検討を行う。

#### ⑥ STS（スペシャル・トランスポート・サービス）導入の検討

高齢者や身体障害者等の個別輸送サービスの充実を図るために、その導入の可能性を検討する。ここでは「ニーズ調査」を行って、市内全域での潜在的な需要を把握するとともに、「NPO 運営への支援」「交通事業者への委託」「市直轄運行」等の行政関与のあり方を検討する。

※7 コミュニティバス

一定の地域内を、地域の必要な目的に合わせて運行するバスのこと。



### ⑦ 新設の社会資本のバリアフリー化

今後、新規に計画や整備を行う道路、河川、公共建築物等の社会資本については、すべてバリアフリー対応とすることを基本とする。

### ⑧ 歩行者空間における放置自転車等の対策

歩行空間の円滑な移動の障壁となる放置自転車・路上の商品・ゴミなどの障害物への対策を行う。

### ⑨ 心のバリアフリー化対策

市民の心のバリアフリー化のために、広報・啓発・教育活動を推進する。



## (2) 重点整備地区内での取り組み

### 公共交通特定事業

公共交通特定事業は、車両等の整備と旅客施設の整備に大別される。車両等の整備については、新規車両導入時にはバリアフリー対応にするとともに、既存車両はバリアフリー化の努力義務があり、順次更新していくことが必要である。旅客施設の整備に関しては、管理者ごとに以下の事業を実施する。また、今後の技術の進捗に合わせて、歩行者ITS<sup>※8</sup>技術を活用した情報提供機器の整備も検討を進める。エレベーターの設置にあたっては、防犯上の対策（シースルー<sup>※9</sup>、防犯ベル等）を検討する。

#### ● JR 西日本

- 職員のバリアフリーに対する教育訓練
- 個別駅での実施事業は、以下のとおり

##### 【呉駅】

- 駅舎内の視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）
- 各ホームへの昇降設備等（エレベーター等）設置
- 駅構内の障害者用トイレの改善

##### 【安芸阿賀駅】

- 駅及び駅周辺の整備計画に合わせて、バリアフリー化を図る。

##### 【広島駅】

- 駅舎内の視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）
- ホーム間の移動における昇降設備等（エレベーター等）設置
- 障害者用トイレの設置（駅舎内に設置する場合）

#### ● 呉市交通局及びバス事業者

- 職員のバリアフリーに対する教育訓練
- バス停のバリアフリー化（時刻表の文字を見やすくする等）

#### ※8 歩行者ITS

高齢者・身体障害者等を含む歩行者に対して、各種情報を提供して安全・安心な歩行空間を実現すること。

#### ※9 シースルー

ガラスなど透明な壁面材を使って、室内の様子を確認することができる構造のこと。

## 道路特定事業

道路特定事業は、管理者ごとに以下の事業を実施するとともに、違法駐輪等への対策を行い、歩きやすい歩行空間の確保に努める。また、今後の技術の進捗に合わせて、歩行者ITS技術を活用した情報提供機器の整備も検討を進める。エレベーターの設置にあたっては、防犯上の対策（シースルー、防犯ベル等）を検討する。

### ● 国土交通省

- 国土交通省管理区間におけるバス停のバリアフリー対応
- 個別路線における事業は、以下のとおり

#### 呉駅周辺地区における道路特定事業

| 路線名      | 実施すべき事業                                                                                                                                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国道 31 号  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両進入部における切下げの改良</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ 歩行空間の改善</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）</li> <li>・ 駅への動線を確保するため、自由通路に続く立体横断施設に昇降設備（エレベーター等）を設置</li> </ul> |
| 国道 185 号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）</li> </ul>                                                                                                                                 |

#### 安芸阿賀駅・広駅周辺地区における道路特定事業

| 路線名      | 実施すべき事業                                                                                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国道 185 号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ 歩行空間の安全性の向上</li> <li>・ 歩車道境界に植樹帯またはガードパイプ等の設置検討</li> <li>・ すりつけ部の改良</li> </ul> |





## ● 広島県

● 広島県管理区間におけるバス停のバリアフリー対応

● 個別路線における事業は、以下のとおり

### 呉駅周辺地区における道路特定事業

| 路線名      | 実施すべき事業                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 国道 487 号 | ・ JR 交差部分の歩行空間の安全性向上                                                     |
| 一般県道呉港線  | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）<br>・ JR 交差部分の歩行空間の安全性向上<br>・ 堺川側の歩道に視覚障害者誘導用ブロックの設置 |

### 安芸阿賀駅・広島駅周辺地区における道路特定事業

| 路線名              | 実施すべき事業                                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 国道 375 号         | ・ 車両進入路の切下げ部の改良<br>・ すりつけ部の改良<br>・ 横断歩道橋の階段部における歩行空間の安全性向上<br>・ マンホール部の段差の除去 |
| 一般県道<br>安芸阿賀停車場線 | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置（東側）<br>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）（西側）                            |



## ● 呉市

●呉市管理区間におけるバス停のバリアフリー対応

●個別路線における事業は、以下のとおり

### 呉駅周辺地区における道路特定事業

| 路線名          | 実施すべき事業                                                                                           |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三条 4 丁目 1 号線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道上への駐車対策（車止め）</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>     |
| 三条 3 丁目 1 号線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両進入部の改良</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>           |
| 呉駅前三条線       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）</li> </ul>                            |
| 呉駅前本通 1 丁目線  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）</li> </ul>                            |
| 本通三条線        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）</li> </ul>                            |
| 呉駅前本通 6 丁目線  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）</li> </ul>                            |
| 宝町本通線        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）</li> </ul>                            |
| 中央二河町線       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）</li> </ul>                            |
| 中通 1 丁目 1 号線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>                               |
| 中通 1 丁目 4 号線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul> |
| 幸町 3 号線      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>                               |
| 宝町海岸線他駅南側道路  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の整備におけるバリアフリー化</li> </ul>                              |

安芸阿賀駅・広駅周辺地区における道路特定事業

| 路線名            | 実施すべき事業                                                         |
|----------------|-----------------------------------------------------------------|
| 阿賀 3 丁目 1 号線   | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置                                               |
| 阿賀中央町田線        | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置<br>・ 車両進入路の切下げ部の改良<br>・ すりつけ部の改良<br>・ 排水ますの改良 |
| 阿賀中央 5 丁目 1 号線 | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置                                               |
| 虹村 1 号線        | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置<br>・ 安全な歩行空間の確保                               |
| 阿賀虹村線          | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置                                               |
| 古新開 4 丁目 9 号線  | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置<br>・ すりつけ部の改良                                 |
| 文化四新開線         | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置                                               |
| 広本町中新開線        | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置<br>・ 自動車の速度低下施策                               |
| 大新開吉松線         | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置<br>・ 小学校側のすりつけ部改良                             |

交通安全特定事業

公安委員会は重点整備地区内の移動経路上において、以下の事業を実施する。

● 公安委員会

- 違法駐車行為の取り締まりの強化、これらの防止のための広報活動・啓発活動、その他防止のための事業
- バリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
- 高齢者、身体障害者等が安全に通行するために必要な交通規制の実施及び道路標識・道路標示の大型化・高輝度化等



## その他の事業

駅前広場周辺及び公園・駐車場において、以下の事業を実施する。また、今後の技術の進捗に合わせて、歩行者ITS技術を活用した情報提供機器の整備も検討を進める。エレベーターの設置にあたっては、防犯上の対策（シースルー、防犯ベル等）を検討する。

### ● 呉市

#### 【呉駅前広場】

- エレベーター設置に伴う周辺移動経路のバリアフリー化

#### 【呉駅自由通路（ペDESTリアンデッキ）】

- エレベーター等の昇降設備の設置
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

#### 【安芸阿賀駅前広場】

- 駅及び駅周辺の整備計画に合わせて、バリアフリー化を図る。

#### 【広島駅前広場】

- 視覚障害者誘導用ブロックの改良（色）
- 障害者用トイレの設置（駅前広場周辺に設置する場合）

#### 【駐車場】

- 個別の駐車場における事業は以下のとおり

##### 駐車場における事業

| 駐車場名   | 実施すべき事業                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 呉駅西駐車場 | <ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者用駐車施設の増設</li><li>・通路への視覚障害者誘導用ブロックの設置</li></ul> |

## その他の資料

### (1) 呉市移動円滑化基本構想検討委員会設置要綱

#### 目的及び設置

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく本市の区域内の重点整備地区についての移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の作成に際して、広く有識者の意見を聴き、かつ、同条4項に規定する協議を行うため、呉市移動円滑化基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 所掌事項

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第6条第2項各号に規定する基本構想に定める必要のある事項についての検討に関すること。
- (2) 基本構想作成のための調査・研究に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

#### 組 織

第3条 委員会は、25名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、知識経験を有する者、法第2条第3項に規定する公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 会 議

第4条 会長は必要に応じて委員会を招集する。

2 会長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議への出席を要請し、その説明又は意見を聴くことを依頼することができる。

#### 任 期

第5条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事項が終了するときまでとする。

#### 席 務

第6条 委員会の席務は、都市政策部都市計画課において処理する。

#### 委 任

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 付 則

1 この要綱は、平成13年1月4日から実施する。

2 この要綱は、基本構想の作成の日をもって、その効力を失う。

(2) 呉市移動円滑化基本構想検討委員会名簿

◎会長 ○副会長 (順不同) ( )内は前任者

| 団 体 ・ 機 関 役 職 名       | 氏 名                               |
|-----------------------|-----------------------------------|
| ◎ 国立呉工業高等専門学校建築学科助教授  | 緒 方 信一郎                           |
| ○ 呉市自治会連合会会長          | 少 前 正 美                           |
| 呉商工会議所副会頭             | 久 崎 貞 人                           |
| (社)呉市医師会理事            | 住 田 佳 樹                           |
| 呉市老人クラブ連合会会長          | 正 藤 直 樹                           |
| 呉市身体障害者福祉センター利用者協議会会長 | 塩 山 生 子                           |
| 呉市身体障害者福祉協会会長         | 森 山 勇                             |
| 呉市車椅子九嶺クラブ会長          | 森 勝 利                             |
| 広島県母親クラブ連絡協議会会長       | 中 岡 博 美                           |
| 西日本旅客鉄道(株)広島支社総務企画課長  | 土 肥 弘 明                           |
| 呉地区旅客船協会会長            | 奥 窪 忠                             |
| 国土交通省広島国道工事事務所長       | 福 井 孝                             |
| 国土交通省中国運輸局企画部地域交通企画課長 | 山 下 雄 史                           |
| 国土交通省中国運輸局呉海運支局長      | 池 田 逸 雄<br>(間 弓 康 治)              |
| 広島県呉地域事務所厚生環境局長       | 西 田 正<br>(末 長 秀 昭)                |
| 広島県呉地域事務所建設局長         | 小 田 茂 則<br>(原 田 靖 司)              |
| 広島県呉警察署長              | 枝 廣 吉 彦<br>(今 本 清 潔)              |
| 広島県広警察署長              | 里 岡 一 生                           |
| 呉市交通局次長               | 大 原 武 正<br>(矢 野 定 信)<br>(北 吉 邦 弘) |
| 呉市福祉保健部長              | 田 中 浩                             |
| 呉市都市政策部長              | 村 上 義 則<br>(椋 田 正 範)              |
| 呉市土木建設部長              | 山 本 久 司                           |
| 呉市都市交通推進室長            | 岡 島 正 男                           |